

国民健康保険のお知らせです

◎一部負担金減免等の制度について

■制度の内容

平成23年4月1日から災害などの特別な理由により、一時的に生活が苦しく、医療費の支払いが困難なとき、医療機関の窓口での支払いが猶予または軽減されます。

■対象者

- 1 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、もしくは障がい者となり又は資産に重大な損害を受けたとき。
- 2 干ばつ、冷害又は凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により、収入が著しく減少したとき。
- 3 事業又は業務の休廃止、失業等により、収入が著しく減少したとき。
- 4 前3号に類する理由があると町長が認めたとき。

■適用除外

- ・国民健康保険税の滞納があるとき。ただし、分納誓約等で誠意をもって履行されている場合は適用となります。
- ・利用可能な資産を活用していないとき。

■申請の方法

制度についての詳細や、申請に必要な書類については下記窓口までお問い合わせください。

問い合わせ先

住民生活課

☎73-1415

■減免等の種類・基準等

減免等の種別		基準
徴収猶予	支払いを6ヶ月猶予します	猶予期間中(6ヶ月)に確実に納付できるとき
免除	医療機関の窓口での支払いはありません	世帯の実収入月額<生活保護の基準生活費+35,400円の場合
減額	2~8割減額	生活保護の基準生活費+35,400円≤世帯の実収入月額≤生活保護の基準生活費+80,100円世帯の場合

国民年金の資格取得届は

お済みでしょうか？

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。

届出を忘れると、将来受け取る金額が少なくなったり、受けられない場合があります。次のようなときには、役場へ自ら届出を行う必要があります。忘れずに届出を行いましよう。

●会社を退職したとき

60歳になる前に会社などを退職したとき(厚生年金や共済組合の被保険者でなくなったとき)は、「国民年金被保険者資格取得届」。

●収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき

収入が増え、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなったとき(パート収入が130万円以上になったとき等)は、「国民年金被保険者種別変更届」。

●配偶者が退職したとき

配偶者が退職し、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなったとき(配偶者が65歳に達して第二号被保険者でなくなったときを含む)は、「国民年金被保険者種別変更届」。

なお、会社や役所、学校などに勤めている方の被扶養配偶者になるときは、その方の勤務先へ届出を行ってください。

問い合わせ先

住民生活課

☎73-1415

鳥取年金事務所

☎27-8311